

ベラルーシ国立科学アカデミー

幹部会

決議

2014年10月27日 第70号

ミンスク

遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する国立調整センターの制定法及び
遺伝資源の利用のモニタリングを行うチェックポイントに係る制定法の承認に
関し、

ベラルーシ共和国政府による「遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する国立調整センターの設立に関する」決議第933号(2014年10月1日)に従い、かつ、遺伝資源へのアクセスを法により規制する目的において、ベラルーシ国立科学アカデミー幹部会は以下を決定した：

1. 以下の附属文書を承認する：

遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する国立調整センターに係る制定法

遺伝資源の利用のモニタリングを行うチェックポイントに係る制定法

2. 当該決議の実施の管理を、国立研究所「ベラルーシ国立科学アカデミー遺伝学細胞学研究所」及びベラルーシ国立科学アカデミー生物科学部に委託する。

ベラルーシ国立科学アカデミー

幹部会長

V. G. グサコフ

V. G. Gusakov

原文タイトル：Resolution of the Presidium of the National Academy of Sciences of Belarus of 27 October, 2014 No. 70 on Approval of the Regulations for the National Coordination Centre on Access to Genetic Resources and Benefit-Sharing and Regulations for the Checkpoint of Monitoring the Utilization of Genetic Resources

原文リンク：

https://s3.amazonaws.com/km_documents_attachments/01fc/9e4a/b7c2d595a6d4dcd9e6f0480?AWSAccessKeyId=AKIAI7FAKFTLBEQGAW3Q&Expires=1529473169&response-content-disposition=inline%3B%20filename%3D%22Resolution%20of%20NASB%20Presidium-2014-Oct%2027-N70.pdf%22&response-content-type=application%2Fpdf&Signature=z3IWC%2B9IAA1L%2FuhrdjqeeyUgCQ%3D

(最終アクセス日：平成30年6月20日)

(ベラルーシ国立アカデミーの印)

ベラルーシ国立科学アカデミー

主席科学書記官

A. V. キルチェフスキー

A. V. Kilchevsky

28

承認済

ベラルーシ国立科学アカデミー

幹部会による決議

第70号、2014年10月27日

遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する

国立調整センターに係る制定法

パート 1

一般条項

1. 本制定法は遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する国立調整センター（以下、センターという）の目的、役割及び活動の手順を定める。
2. センターは国立研究所「ベラルーシ国立科学アカデミー遺伝学細胞学研究所」（以下「研究所」）の一部局として運営する。
3. センターは、研究所の所長の指令により任命され及び解任される部局の長により統治される。
4. 組織、人員、支出概算及びセンターの活動事業は研究所の所長により承認される。
5. センターの雇用者は、研究所の所長の指令により任命され及び解雇される。
6. センターの財政は、遺伝資源の利用を監督するためのセンター及びチェックポイントの職務遂行のために研究所へ割り当てられた基金により、ベラルーシ国立科学アカデミーの法令に定める活動を確保するために割り当てられた科学的及び科学技術的な活動に対する共和国予算内において賄われる。
7. センターは以下に基づくその活動を実施する：
 - 2014年5月22日付ベラルーシ共和国大統領令第235号「国際条約の加盟」；

原文タイトル：REGULATIONS for a Checkpoint of Monitoring the Utilization of Genetic Resources

原文 URL：

<https://s3.amazonaws.com/km.documents.attachments/ffe9/c9b0/7b29958dba20637dbe49a776?AWSAccessKeyId=AKIAI7FAKFTLBEQAW3Q&Expires=1529473732&response-content-disposition=inline%3B%20filename%3D%22The%20Statute%20of%20ABS%20NCC.pdf%22&response-content-type=application%2Fpdf&Signature=K1Ev6G%2B2GGcnXP29BpCuu9%2FGN3Q%3D>

（最終アクセス日：平成30年6月20日）

- 2010年日本、名古屋において採択された生物多様性条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（以下、「名古屋議定書」）；
- 2014年10月1日付ベラルーシ共和国大臣評議会決議第933号「遺伝資源へのアクセス及び利益配分のための国立調整センターの設立」；
- その他のベラルーシ共和国の基準法令。

第2章

センターにおける任務及び役割

8. センターにおける任務：

- ベラルーシ共和国の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の規制における法令に関する情報の収集、分析及び体系化；
- アクセス及び共同の利用（利益配分を含む）に供されるところのベラルーシ共和国の遺伝資源に関する国立データバンクの開発、及び情報の収集、分析及び体系化；
- 遺伝資源並びに遺伝資源へのアクセス及び利益配分に係る法的管理に関する情報の交換のための、生物多様性条約事務局との日常的な連絡調整の維持及びABSクリアリングハウスへの参加；
- 事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件（利益配分を含む）の取得手続きに関する、ベラルーシ共和国の遺伝資源へのアクセスを希望する申請者（法人および自然人）への情報提供；
- 遺伝資源に関連する伝統的な知識、及び利益配分を含む事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件の取得の取得のアクセスを希望する申請者（法人および自然人）への情報提供；
- 遺伝資源の保全及び利用に関連した、国内の権限のある当局及び関連する活動主体に関する情報の、国家が管理する共和国組織、及びメディアへの提供；
- ベラルーシ共和国の遺伝資源へのアクセスに関するプロジェクト、合意及び協定、並びに利益配分を含む利用の条件の科学的及び経済的検討の調整；
- 他国の遺伝資源へのアクセスに係る、中央連絡先及び国際的な組織と

の情報の共有；

- ベラルーシ共和国の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の規制に関する法令案の策定における、国家組織及びその他の機関に対する助言の提示；

- 遺伝資源へのアクセス及び利益配分を含むその利用の条件に関する、二国間及び多国間同意の締結に関する提案の作成並びに国際的な合意の達成における国家組織及び他の機関に対する助言の提示。

9. センターの役割：

- 遺伝資源へのアクセス及び利益配分を含むその利用の条件の確保における調整、及び情報の取扱いの実施。

- その活動内容が名古屋議定書の適用範囲に該当する国家組織及び他の機関に対する情報及び助言的支援の提供。

- 遺伝資源及びその利用から生ずる利益の配分を規制する基準法令の策定及び改善への参加；

- 名古屋議定書の目標及び目的についての、行政官、科学・農業及び林業・関税局・予備金管理（reserve management）・漁業・狩猟の検査の専門家、弁護士及び教育関係者、並びに一般国民の意識向上のための活動の実施；

- 名古屋議定書に基づく遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分に関する規制の課題に関する、科学的及び実務的な国内及び国際会議の開催；

- 申請者による事前の情報に基づく同意の取得後の、ベラルーシ共和国の遺伝資源へのアクセス及び利益配分を含むその利用の条件に関するプロジェクト、合意及び協定の科学的及び経済的な検討の取りまとめ；

- 科学的・科学実務的な、国家の及びその部局機関に属する専門家、及び幅広い利害関係者を対象とした、名古屋議定書に関する教示的及び実務的な教本及び参考図書を作成及び公開；

- 遺伝資源並びに遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分に係る法的規制に関する情報の共有のための生物多様性条約事務局との日常的な連絡調整の維持、及びABSクリアリングハウスへの参加；

- 名古屋議定書に基づくクリアリングハウスとの連携のための国家的な能力構築の維持及び継続

- 名古屋議定書に基づくあらゆる形式での国際協力の促進、ベラルーシ

共和国及び他国におけるその成功的な実施；

- 名古屋議定書が定める義務のベラルーシ共和国による遵守に関する国家報告書の作成；

- 名古屋議定書の課題に関する参考情報ウェブサイトの設計及び維持管理、並びにABCクリアリングハウスのインターネットポータルとの情報交換のためのシステムへの当該ウェブサイトの組み込み；

- ベラルーシ共和国の規範及び法令並びにベラルーシ共和国による名古屋議定書の実施に関する情報素材の、ABCクリアリングハウスのインターネットポータルへの掲載準備及び公開。

第3章

センターの権利

10. 活動の実施のため、センターには以下の権利が付与される：

10.1. 所定の手続きに従い、国家組織、法人及び自然人から必要な文書及び情報を要求及び受領する；

10.2. 国家組織に対して、名古屋議定書に基づくベラルーシ共和国の義務遵守のための法令の改善、行政措置及びその他の措置の効果向上に関する提案を提示する。

10.3. 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の法規制に関する情報共有及びコンサルテーションの分野において、外国政府及び非政府組織と関係を構築する。

10.4. 名古屋議定書に基づく国際ワークショップ、専門家作業部会及び評議会への参加、及びベラルーシにおける類似の催しの開催のために外国政府及び非政府組織と関係を構築する。

10.5. ベラルーシ共和国の自然資源・環境保護省に対して、名古屋議定書に基づくABSの国内中央連絡先の任命、及びABSクリアリングハウスへの参加に関する提案を提示する。

10.6. ベラルーシ共和国の自然資源・環境保護省に対して、ベラルーシ共和国の領土内での名古屋議定書への不遵守案件を報告することを求める。

10.7. ベラルーシ共和国の自然資源・環境保護省に対して、関係する法

人及び自然人の間での名古屋議定書の規定遵守における、遺伝資源へのアクセスの確保及び相互に利益をもたらす利用に関する肯定的な事例の共有の方式について提案する。

第4条 センター長の権力

11. センターの長は：

- 研究所所長による承認のため、センターの活動の概算支出を提出するものとする；
- センターの活動の科学的・実務的計画の策定及び実施について責任を負うものとする；
- センターの直接的な維持管理に関するその他の権力を行使するものとする；
- 効果的な計画の立案、並びに活動の質の確保及び改善のための目標に貢献するものとする；
- センターの活動に関連する現行の品質管理制度（QMS）の文書の要件を遵守するものとする；
- センターの従業員の昇進又は懲戒懲罰の処分にかかる研究所運営の提案を作成するものとする；
- 国家及び商業上の秘密である情報の保護にかかる要件、防災を含む労働保護の要件、内部規則、センター活動に係る現地の基準法令への遵守を確保するものとする。

第5章 協調、連絡

12. その活動に際し、センターは以下の項目に関して以下の者と協力する：

12.1. 分析及び報告－調査官 (Deputy Director for Research)、科学的・革新的事業官 (Deputy Director for Scientific-and- Innovative Work)、研究所の技術書記官 (Scientific Secretary)、研究室所の長ら、及びベラルーシ国立科学アカデミーの生物科学部門；

12.2. 科学的及び技術的事業、革新的プロジェクト、国際条約、補助金及び国際的な技術支援のプロジェクトに関する契約及び合意の締結－科学的・革新的事業研究所の副所長 (Deputy Director)、自然資源・環境保護省；その他の省庁；研究所の研究室、ベラルーシ国立科学アカデミーの国際協力部門、ベラルーシ国立科学アカデミーの計画財務部門、ベラルーシ国立科学アカデミーの研究機関、法人及びその他の経営形態の機関、個人企業家；

12.3. センターの権限内における国際的な科学技術協力－調査官及び科学的・革新的事業官、研究所の経理部部門、ベラルーシ国立科学アカデミーの計画財務部門、ベラルーシ国立科学アカデミーの国際協力部門；

12.4. 革新的プロジェクト及び国際的な技術支援プロジェクトの選定、準備及び実施－調査官、研究所の研究室の長ら、革新基金、ベラルーシ共和国自然資源・環境保護省、その他の省庁及び局、法人及びその他の経営形態の機関、個人企業家；

12.5. ベラルーシ共和国による名古屋議定書に基づく義務の遵守に係る事項－2014年5月22日付のベラルーシ共和国大統領令第235号「国際条約への加盟」の規定するベラルーシ共和国における名古屋議定書の実施に係る責任を有する国家組織であるところのベラルーシ共和国自然資源・環境保護省。

第6条

センターの責任

13. センターの長は本制定法に定める役割及び職務の遂行にかかる個人的な責任を負うものとする。

14. センターの職員は以下の責任を負うものとする：

－ 当該職員に課せられた職務、一時的な任務及び業務を遅滞なく確実に実施する；

－ 研究所の内部規則、安全・防火規制を遵守する。

承認済

ベラルーシ国立科学アカデミー幹部会による決議

第 70 号、2014 年 10 月 27 日

遺伝資源の利用のモニタリングを行うチェックポイントに関する制定法

第 1 条

一般条項

- 1 遺伝資源の利用のモニタリングを行うチェックポイント（以下「チェックポイント」）は、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（以下「名古屋議定書」）第 17 条に従い指定される。
- 2 チェックポイントの全般的な管理は、国立研究所「ベラルーシ国立科学アカデミー遺伝学細胞学研究所」（以下「研究所」）の所長が行う。
- 3 チェックポイントにおける作業及び役割は、研究所所長の命令により、遺伝資源のアクセス及び利益配分に関する国立調整センター（以下「センター」）が実施する。
- 4 チェックポイントにおける活動は、以下に従い実施される：
 - 「国際条約への加盟に関する」ベラルーシ共和国大統領令第 235 号（2014 年 5 月 22 日）；
 - 名古屋議定書第 17 条；
 - ベラルーシ共和国政府による「遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する国立調整センターの設立に関する」決議第 933 号（2014 年 10 月 1 日）；
 - ベラルーシ共和国におけるその他の一般法令。

原文タイトル：REGULATIONS for a Checkpoint of Monitoring the Utilization of Genetic Resources

原文 URL：

<https://s3.amazonaws.com/km.documents.attachments/1171/d585/5c03fa301700f29d10042cad?AWSAccessKeyId=AKIAI7FAKFTLBEQGAW3Q&Expires=1529474096&response-content-disposition=inline%3B%20filename%3D%22Regulations%20for%20a%20Checkpoint.pdf%22&response-content-type=application%2Fpdf&Signature=%2FpoDJUwQ8pQAaU2yEjco2Nti1ws%3D>

（最終アクセス日：平成 30 年 6 月 20 日）

第2条

チェックポイントにおける業務及びチェックポイントの役割

5 チェックポイントにおける業務：

5.1 遺伝資源の利用のモニタリング及び透明性向上を目的とし、以下の適切な措置をとることで、ベラルーシ共和国における名古屋議定書への遵守を支援する。当該措置には以下が含まれる：

- 情報に基づく事前の同意、遺伝資源の原産地、相互に合意する条件、及び（又は）遺伝資源の利用に関連する情報を受領又は収集する；
- 遺伝資源の利用者に対し要件を課すことで、パラグラフ 2.1.1 に定める情報提供を行うとともに、名古屋議定書の不遵守の場合に対処するため適切で効果的かつ均衡の取れた措置をとることを求める。
- 当該情報は、国際的に認められた遵守の証明書がある場合にはそこから得られるものも含め、機密情報の保護が損なわれることなく、情報に基づく事前の同意を付与する締約国並びにアクセス及び利益配分に関するクリアリングハウスに提供する；
- 遺伝資源の利用者及び提供者に対し、相互に合意する条件の中に、報告要件などにより、当該事項の実施に関する情報を共有するための規定を含めることを推奨する；
- コスト効果の高い通信手段及びシステムを利用することを推奨する。

5.2 国際的に認められた遵守の証明書に基づく情報の提供及び受領について、これが機密でない場合には、以下の最低限の情報を含めるものとする：

- 交付当局；
- 交付日；
- 提供者；
- 証明者の固有の識別番号；
- 事前情報に基づく同意の付与を受けた個人又は組織；
- 証明書が対象とする事項又は遺伝資源；
- 相互に合意する条件が設定されたことの確認

- 情報に基づく事前の同意が取得されたことの確認
 - 商業的及び/又は非商業的な利用
- 6 チェックポイントの役割：
- 6.1 名古屋議定書第 17 条に定める遺伝資源の利用のモニタリング及び透明性向上に向けた措置の効率性を確保する。
 - 6.2 名古屋議定書の対象となる活動を行う省庁及び経済主体に対し、情報提供及び勧告による支援を行う。
 - 6.3 遺伝資源の利用のモニタリング及び透明性向上に関する名古屋議定書の条項について遺伝資源の提供者及び利用者の認識向上を図る活動を実施する。
 - 6.4 権限の範囲において、及び（又は）ベラルーシ共和国天然資源環境保護省への連絡を通じて不遵守の場合の対処を行う（適切な場合）。

第3条

チェックポイントの権限及び責務

チェックポイントにおいては、以下の活動を行う権限が付与される：

- 7.1. 必要書類及び情報について、所定の方法で国家機関、法人及び個人への要請を行うとともにこれを受領する。
 - 7.2. ベラルーシ共和国内における名古屋議定書への不遵守の事案をベラルーシ共和国天然資源環境保護省に報告する。不遵守の場合に対処するための適切な措置をとる。
 - 7.3. ベラルーシ共和国における国立及び省の研究所、並びに生物多様性条約事務局に対し、法的、経済的、及びその他の協議を求めこれを行う。
 - 7.4. ベラルーシ共和国天然資源環境保護省に対し、遺伝資源へのアクセス及び関係する法人及び個人の間で相互に利益をもたらす遺伝資源の利用について、これが名古屋議定書の条項に従って行われることを確保する有益な経験事例を広める方法を提案する。
- 8 チェックポイントの責務：

- 8.1. 現行の法規に従い、チェックポイントに与えられた役割を果たす。
- 8.2. 遺伝資源の利用のモニタリング及び透明性向上に向けた措置を実施するうえで効率性を確保する。

第4条

協調、連絡

9. チェックポイントでの活動を行う上で、協調して以下に取り組む：
 - 分析及び報告-研究の取り組みについては副所長と協力、科学的革新に関する取り組みについては研究所の科学書記官、並びにベラルーシ国立科学アカデミーの生物科学部及び科学-組織・情報分析学部 (Scientific-Organizational and Information-Analytical Department) と協力；
 - 規定された役割及び権限に基づく必要情報の要請に関連する活動の実施-研究については研究所所長及び副所長と協力、科学的革新に関する取り組みについてはベラルーシ共和国天然資源環境保護省と協力；
 - 遺伝資源の利用のモニタリング及び透明性向上に向けた措置、並びに不遵守の場合に対処する措置の実施-研究所の所長、ベラルーシ共和国天然資源環境保護省と協力。

第5条

責任

10. センターの職員は、センターの規則に従いチェックポイントの責務を果たす責任を負うものとする。